

技能職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第72号

技能職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(技能職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 技能職員の給与に関する規則(昭和32年香川県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
(給料表)						(給料表)					
第2条 略						第2条 給料表は別表第1に定めるとおりとする。					
別表第1(第2条関係)						別表第1(第2条関係)					
技 能 職 給 料 表						技 能 職 給 料 表					
職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円			円	円	円	円
	1	略	略	194,500	247,300		1	略	略	194,800	247,700
	2			195,900	248,700		2			196,200	249,100
	3			197,300	250,100		3			197,600	250,500
	4			198,700	251,500		4			199,000	251,900
	5			200,100	252,700		5			200,500	253,100
	6			201,600	254,000		6			202,000	254,400
	7			203,100	255,300		7			203,500	255,700
	8			204,600	256,600		8			205,000	257,000
	9			206,100	257,700		9			206,500	258,100
	10			207,700	259,000		10			208,100	259,400
	11			209,300	260,300		11			209,700	260,700
	12			210,900	261,600		12			211,300	262,000
	13			212,300	262,700		13			212,700	263,100
	14			214,000	263,900		14			214,400	264,300
	15			215,700	265,100		15			216,100	265,500
	16			217,400	266,200		16			217,800	266,700
	17			218,900	267,400		17			219,300	267,900
	18			220,100	268,600		18			220,500	269,100
	19			221,300	269,800		19			221,700	270,300
	20			222,500	271,000		20			222,900	271,500
	21			223,800	272,000		21			224,200	272,500
	22			225,400	273,100		22			225,800	273,600
	23			227,000	274,200		23			227,400	274,700
	24			228,600	275,300		24			229,000	275,800
	25			230,300	276,400		25			230,700	276,900
	26			231,800	277,500		26			232,200	278,000
	27			233,300	278,600		27			233,700	279,100
	28			234,800	279,700		28			235,200	280,200

			236,200	280,800
			237,600	281,900
			239,000	283,000
			240,400	284,100
		213,600	241,700	285,000
		215,000	243,100	286,100
		216,300	244,500	287,200
		217,700	245,900	288,300
		218,800	247,200	289,200
		220,100	248,600	290,200
		221,400	250,000	291,200
		222,700	251,400	292,200
		223,800	252,600	293,100
		225,000	253,900	294,100
		226,200	255,200	295,100
		227,400	256,500	296,100
		228,600	257,600	296,900
		229,800	258,800	297,800
		231,000	260,000	298,700
		232,200	261,200	299,600
		233,400	262,500	300,500
		234,600	263,700	301,400
		235,800	264,900	302,300
		237,000	266,000	303,200
		238,200	267,100	304,000
		239,200	268,300	304,800
		240,200	269,500	305,600
		241,200	270,700	306,400
		242,300	271,700	307,200
		243,300	272,800	308,000
		244,300	273,900	308,800
		245,300	275,000	309,600
		246,300	276,100	310,200
		247,200	277,200	310,900
		248,100	278,300	311,600
		249,000	279,400	312,300
		250,000	280,500	313,000
		250,800	281,400	313,600
		251,600	282,300	314,200
		252,400	283,200	314,800
	203,600	253,200	284,100	315,500
	204,200	253,800	284,900	316,000
	204,700	254,400	285,700	316,500
	205,300	255,000	286,500	317,000
	205,900	255,500	287,400	317,300
	206,600	256,000	288,200	317,800
	207,300	256,500	289,000	318,300
	208,100	257,000	289,800	318,800
	208,500	257,600	290,600	319,300
	209,200	258,100	291,200	319,600
	209,900	258,600	291,800	320,000
	210,600	259,100	292,400	320,400
	211,300	259,500	292,900	320,800
	212,000	259,800	293,500	321,100
	212,700	260,100	294,100	321,600
	213,400	260,400	294,700	322,000

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

			236,600	281,300
			238,000	282,400
			239,400	283,500
			240,800	284,600
		213,800	242,100	285,500
		215,200	243,500	286,600
		216,600	244,900	287,700
		218,000	246,300	288,800
		219,200	247,600	289,700
		220,500	249,000	290,700
		221,800	250,400	291,700
		223,100	251,800	292,700
		224,200	253,000	293,600
		225,400	254,300	294,600
		226,600	255,600	295,600
		227,800	256,900	296,600
		229,000	258,000	297,400
		230,200	259,200	298,300
		231,400	260,400	299,200
		232,600	261,600	300,100
		233,800	262,900	301,000
		235,000	264,100	301,900
		236,200	265,300	302,800
		237,400	266,500	303,700
		238,600	267,600	304,500
		239,600	268,800	305,300
		240,600	270,000	306,100
		241,600	271,200	306,900
		242,700	272,200	307,700
		243,700	273,300	308,500
		244,700	274,400	309,300
		245,700	275,500	310,100
		246,700	276,600	310,700
		247,600	277,700	311,400
		248,500	278,800	312,100
		249,400	279,900	312,800
		250,400	281,000	313,500
		251,200	281,900	314,100
		252,000	282,800	314,700
		252,800	283,700	315,300
	203,800	253,600	284,600	316,000
	204,400	254,200	285,400	316,500
	205,000	254,800	286,200	317,000
	205,600	255,400	287,000	317,500
	206,300	255,900	287,900	317,800
	207,000	256,400	288,700	318,300
	207,700	256,900	289,500	318,800
	208,500	257,400	290,300	319,300
	208,900	258,000	291,100	319,600
	209,600	258,500	291,700	320,000
	210,300	259,000	292,300	320,400
	211,000	259,500	292,900	320,800
	211,700	259,900	293,400	321,300
	212,400	260,200	294,000	321,700
	213,100	260,500	294,600	322,100
	213,800	260,800	295,200	322,500

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

85	214.100	260.800	295.200	322.400
86	214.800	261.200	295.800	322.800
87	215.500	261.600	296.400	323.200
88	216.200	262.000	297.000	323.600
89	216.800	262.200	297.400	323.900
90	217.400	262.600	297.900	324.300
91	218.000	263.000	298.400	324.700
92	218.600	263.400	298.900	325.100
93	219.100	263.800	299.400	325.400
94	219.600	264.200	299.900	325.800
95	220.100	264.600	300.400	326.200
96	220.600	265.000	300.900	326.600
97	221.200	265.200	301.300	326.900
98	221.700	265.500	301.800	327.300
99	222.200	265.700	302.300	327.700
100	222.700	266.000	302.800	328.100
101	223.300	266.400	303.200	328.400
102	223.900	266.700	303.600	
103	224.500	267.000	304.000	
104	225.100	267.300	304.400	
105	225.500	267.600	304.800	
106	226.000	267.900	305.200	
107	226.500	268.200	305.600	
108	227.000	268.500	306.000	
109	227.400	268.800	306.400	
110	227.900	269.100	306.800	
111	228.400	269.400	307.200	
112	228.900	269.700	307.600	
113	229.400	270.000	307.900	
114	229.900	270.300	308.300	
115	230.400	270.600	308.700	
116	230.900	270.900	309.100	
117	231.300	271.200	309.400	
118	231.700	271.500	309.800	
119	232.100	271.800	310.200	
120	232.500	272.100	310.600	
121	232.900	272.300	310.900	
122		272.600	311.300	
123		272.900	311.700	
124		273.200	312.100	
125		273.300	312.300	
126		273.600	312.700	
127		273.900	313.100	
128		274.200	313.500	
129		274.300	313.700	
130		274.600	314.100	
131		274.900	314.500	
132		275.200	314.900	
133		275.300	315.100	
134		275.600		
135		275.900		
136		276.200		
137		276.300		
再任用職員	192.400	203.800	226.000	247.300

85	214.500	261.200	295.700	322.900
86	215.200	261.600	296.300	323.300
87	215.900	262.000	296.900	323.700
88	216.600	262.400	297.500	324.100
89	217.200	262.600	297.900	324.400
90	217.800	263.000	298.400	324.800
91	218.400	263.400	298.900	325.200
92	219.000	263.800	299.400	325.600
93	219.500	264.200	299.900	325.900
94	220.000	264.600	300.400	326.300
95	220.500	265.000	300.900	326.700
96	221.000	265.400	301.400	327.100
97	221.600	265.600	301.800	327.400
98	222.100	265.900	302.300	327.800
99	222.600	266.200	302.800	328.200
100	223.100	266.500	303.300	328.600
101	223.700	266.900	303.700	328.900
102	224.300	267.200	304.100	
103	224.900	267.500	304.500	
104	225.500	267.800	304.900	
105	225.900	268.100	305.300	
106	226.400	268.400	305.700	
107	226.900	268.700	306.100	
108	227.400	269.000	306.500	
109	227.800	269.300	306.900	
110	228.300	269.600	307.300	
111	228.800	269.900	307.700	
112	229.300	270.200	308.100	
113	229.800	270.500	308.400	
114	230.300	270.800	308.800	
115	230.800	271.100	309.200	
116	231.300	271.400	309.600	
117	231.700	271.700	309.900	
118	232.100	272.000	310.300	
119	232.500	272.300	310.700	
120	232.900	272.600	311.100	
121	233.300	272.800	311.400	
122		273.100	311.800	
123		273.400	312.200	
124		273.700	312.600	
125		273.800	312.800	
126		274.100	313.200	
127		274.400	313.600	
128		274.700	314.000	
129		274.800	314.200	
130		275.100	314.600	
131		275.400	315.000	
132		275.700	315.400	
133		275.800	315.600	
134		276.100		
135		276.400		
136		276.700		
137		276.800		
再任用職員	192.700	204.200	226.400	247.700

備考 略

備考 略

(技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年香川県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
附 則			附 則		
3 略			3 切替日の前日においてその者が属していた職務の級が7級であった職員の切替日における職務の級、給料月額及び標準職務は、技能職員の給与に関する規則第2条から第5条までの規定にかかわらず次のとおりとし、その者の給料の切替えに伴う措置については、職員の給与に関する条例の給料表の適用を受ける職員の例による。		
職務の級	給料月額	標準職務	職務の級	給料月額	標準職務
4級	<u>390,500円</u>	略	4級	<u>391,200円</u>	主席主事又は主席技師の職務

(技能職員の給与の特例に関する規則の一部改正)

第3条 技能職員の給与の特例に関する規則(平成20年香川県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>1</u> 技能職員の給与に関する規則(昭和32年香川県規則第50号。以下「技能職員給与規則」という。)の適用を受ける職員の受ける給料月額、技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則(平成21年香川県規則第39号。以下「平成21年改正技能職員給与規則」という。)附則第4項の規定により職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の給料表の適用を受ける職員の例により支給される給料の額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項の規定により給料の切替えに伴う措置として加えて支給される給料の額の合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、技能職員給与規則第2条並びに平成21年改正技能職員給与規則附則第4項及び第5項の規定にかかわらず、技能職員給与規則別表第1(以下「技能職給料表」という。)に定める給料月額、平成21年改正技能職員給与規則附則第4項の規定により職</p>	<p>技能職員の給与に関する規則(昭和32年香川県規則第50号。以下「技能職員給与規則」という。)の適用を受ける職員の受ける給料月額、技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則(平成21年香川県規則第39号。以下「平成21年改正技能職員給与規則」という。)附則第4項の規定により職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の給料表の適用を受ける職員の例により支給される給料の額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項の規定により給料の切替えに伴う措置として加えて支給される給料の額の合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、技能職員給与規則第2条並びに平成21年改正技能職員給与規則附則第4項及び第5項の規定にかかわらず、技能職員給与規則別表第1に定める給料月額、平成21年改正技能職員給与規則附則第4項の規定により職員の給与に関する条例の給料表の適用を受ける職員の例により</p>

員の給与に関する条例の給料表の適用を受ける職員の例により支給される給料の額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項の規定により給料の切替えに伴う措置として加えて支給される給料の額の合計額から、当該合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項第2号に定める期間における同号に規定する職員については、この限りでない。

- (1) 技能職給料表の職務の級2級の職員（32号給以下の職員（平成21年3月31日における技能職給料表の職務の級2級の25号給以上の職員を除く。）を除く。）又は3級若しくは4級の職員 100分の2.8
- (2) 技能職給料表の職務の級2級の32号給以下の職員（前号に掲げる職員を除く。） 100分の3
- (3) 技能職給料表の職務の級1級の職員（68号給以下の職員を除く。） 100分の0.8
- (4) 技能職給料表の職務の級1級の68号給以下の職員 100分の1

2 平成21年改正技能職員給与規則附則第5項の規定により給料の切替えに伴う措置として加えて支給される給料の額が支給される職員（平成21年3月31日において、一般職員の例により給料として支給されることとなる差額に相当する額が支給されていた職員に限る。）に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の2.8」とあるのは「100分の2.75」と、同項第3号中「100分の0.8」とあるのは「100分の0.75」とする。

支給される給料の額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項の規定により給料の切替えに伴う措置として加えて支給される給料の額の合計額から、当該合計額に、同表の職務の級1級の職員にあっては100分の1を、同表の職務の級2級、3級又は4級の職員にあっては100分の3を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項第2号に定める期間における同号に規定する職員については、この限りでない。

（技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第4条 技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
（給料の切替えに伴う経過措置）	（給料の切替えに伴う経過措置）
4 職員の平成21年切替日以後の給料月額（平成21年切替日以後に決定された職務の級及び号給による給料月額をいう。以下同じ。）が前2項に規定する平成18年4月1日の前日における職務の級及び号給とみなされる職務	4 職員の平成21年切替日以後の給料月額（平成21年切替日以後に決定された職務の級及び号給による給料月額をいう。以下同じ。）が前2項に規定する平成18年4月1日の前日における職務の級及び号給とみなされる職務

の級及び号給に対応する同日における国家公務員行政職俸給表(二)に定められた俸給月額額(技能職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成21年香川県規則第72号)の施行の日において、職員であってその職務の級及び号給が2級の32号給以下又は1級の68号給以下であるもの以外の職員にあっては、当該額に100分の99.75を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、一般職員の例により、当該平成21年切替日以後の給料月額のほか、その差額に相当する額(以下「差額給料」という。)を給料として支給する。

5 略

の級及び号給に対応する同日における国家公務員行政職俸給表(二)に定められた俸給月額額に達しないこととなる職員には、一般職員の例により、当該平成21年切替日以後の給料月額のほか、その差額に相当する額(以下「差額給料」という。)を給料として支給する。

5 前項の規定による平成21年切替日以後の給料月額と差額給料との合計額(以下「平成21年切替日後給料」という。)が、平成21年切替日の前日の給料(同日における技能職員の給与に関する規則(以下「技能職給与規則」という。)別表第1に定める給料月額と同日において一般職員の例により給料として支給されることとなる差額に相当する額との合計額(平成21年切替日以後に一般職員の給料月額が改定される場合にあつては、平成21年切替日の前日の給料に相当する額を上限として一般職員の例により改定されたとみなした場合に得られる額)をいう。以下「平成21年切替日前日給料」という。)に達しないこととなる職員には、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額を平成21年切替日後給料に加え給料として支給する。

(1)～(5) 略

#### 附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。